



西原町公告第 18 号  
令和 5 年 5 月 25 日

## 制限付一般競争入札公告

西原町において下記のとおり、競争入札に付しますので、西原町契約規則第 16 条第 1 項、第 19 条及び西原町公共工事執行規則第 5 条第 1 項の規定により公示します。

### 記

#### 1. 入札に付する事項

件 名 : 西原町中央公民館等アスベスト調査業務委託  
場 所 : 西原町字与那城地内  
履 行 期 間 : 契約締結の日から令和 5 年 9 月 8 日  
予 定 価 格 : 2,211,000 円 (税込価格)  
最低制限価格 : 有

#### 2. 入札参加資格

- (1)本一般競争入札に参加しようとする者は、令和 5・6 年度西原町入札参加資格審査を受け、名簿に登録されている者であること。
- (2)地方自治法施行令第 167 条の 4 及び西原町公共工事執行規則第 7 条の規定に抵触していない者であること。
- (3)競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までに「西原町公共工事等に関する暴力団排除措置要綱」に基づく契約解除を受けていないこと。又は同要綱に掲げる契約解除要件に該当しないこと。
- (4)沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (5)自社で分析を行うこととし、現場調査及び分析は、次の条件をすべて満たす者が行うものとする。

- ア. 公益社団法人 日本作業環境測定協会が行う石綿分析技術評価事業(旧称: 石綿分析に係るクロスチェック事業)の合格認定技術者【評価区分 1】もしくは一般財団法人 日本環境測定分析協会が行うアスベスト分析技能試験の合格者
- イ. 建築物石綿含有建材調査者

#### 3. 入札手続きに関する事項

##### (1)日程

令和 5 年 5 月 26 日 (金) 入札の公告  
令和 5 年 6 月 1 日 (木) 競争参加資格確認申請書・質問書受付期限

令和5年6月5日(月) 入札参加資格決定通知・質問書回答期限

令和5年6月8日(木) 入札申込書提出期限

令和5年6月12日(月) 入札

## (2)入札の日時及び場所

ア. 日 時 令和5年6月12日(月) 午後3時00分

イ. 場 所 西原町役場 2階 会議室③

## (3)開札の日時及び場所

入札終了後直ちに、同場所にて行う。

## (4)競争入札参加資格の確認

- ・入札参加希望者は、下記アの申請書及び資格確認資料を提出し、書面による決定通知を受けた後、イの入札申込書を提出するものとする。書類の提出については持参または郵送とし、郵送の場合は、期限までに必着であることに留意すること。

ア. 競争参加資格確認申請書(様式第2号)、実績調書(様式第3-1)及び資格確認資料(任意様式)

イ. 誓約書(様式第3-2号)及び入札申込書(様式第4号)

アの提出期限 令和5年6月1日(木) 午後5時まで

イの提出期限 令和5年6月8日(木) 午後5時まで

提出先 〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1

西原町役場 総務部企画財政課 チャレンジプロジェクトチーム

## (5)質問の受付及び回答

### ・質問の受付

疑義がある場合には、質問書を記入し、電子メールまたはFAXにより提出すること。

なお、質問書を提出した者はメールまたはFAXを送信後、提出先へ受信の確認を行うこと。(件名を「【質問書】西原町中央公民館等アスベスト調査業務」とすること)

質問書受付期限：令和5年6月1日(木) 午後5時まで(必着)

電子メールアドレス：[c-project@town.nishihara.okinawa.jp](mailto:c-project@town.nishihara.okinawa.jp)

FAX：098-946-6086

### ・質問に対する回答

回答期限：令和5年6月5日(月)

回答方法：電子メールまたはFAXによる回答

(質問者が特定できないように加工し全員に送付します)

## (6)入札方法等に関する事項

- ・入札は、本人又は代理人が自ら出頭して行わなければならない。なお、代理人

が入札する場合には、入札前に委任状を提出すること。また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

・入札保証金及び契約保証金

入札保証金 入札金額の5%以上

ただし西原町契約規則第20条に該当するときは免除する。

契約保証金 契約額の10%以上

ただし西原町契約規則第7条に該当するときは免除する。

・落札者の決定方法

落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た金額の範囲内で、最低の入札書記載金額を持って応札した者とする。なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

・入札の無効

西原町契約規則第27条各号に該当する場合

4. 問い合わせ先

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の1

西原町役場 総務部企画財政課

チャレンジプロジェクトチーム 担当：宮平・與那嶺

TEL：098-945-4533 FAX：098-946-6086

メールアドレス：[c-project@town.nishihara.okinawa.jp](mailto:c-project@town.nishihara.okinawa.jp)

令和5年5月25日

西原町長 崎原 盛 秀

